

当社全面勝訴

2026年6月26日
愛知製鋼株式会社

元役員からの損害賠償請求に関する判決について

本日、当社元役員らから当社および当社取締役等に提起されていた損害賠償請求訴訟について、東京地方裁判所より元役員らの請求を全て棄却する判決が言い渡されました。

今回の判決は、元役員らが名古屋地方裁判所に提起した損害賠償請求訴訟の請求のうちの知的財産に関する部分が東京地方裁判所に移送され、同裁判所において審理されていた事件に関するものです。

元役員らは、当社が、元役員が設立した企業に対して不当な仮処分命令の申立てを行った、当該企業の保有する特許について不当な無効審判請求をした、当社の役職員が虚偽の事実を告げて当該企業の研究開発を妨害したなどの主張をしておりましたが、今回の判決では、裁判所は、これらの主張を全て否定し、元役員らの請求を全て棄却しました。

以上